

障害福祉サービス利用料金表

（令和 6年 4月改定分）

① 基本サービス単位数表 日中時間帯（午前8時～午後6時までの間）

- ・下記表の利用料（サービスに要した費用）は、本事業所の所在地（3級地）の1単位単価（10.90 円）で算定しています。また、利用者負担額は利用料の1割相当額を記載しています。（1円未満の端数は、端数金額を切り捨てて算定しています。）

<居宅介護>

身体介護中心型 通院介助（身体介護有）	単位数（単位）	利用者負担額 （円）
30分未満	256	279
30分以上1時間未満	404	440
1時間以上1時間30分未満	587	639
1時間30分以上2時間未満	669	729
2時間以上2時間30分未満	754	821
2時間30分以上3時間未満	837	912
3時間以上	921に30分増すごとに+83	1003+90
家事援助中心型		
30分未満	106	115
30分以上45分未満	153	166
45分以上1時間未満	197	214
1時間以上1時間15分未満	239	260
1時間15分以上1時間30分未満	275	299
1時間30分以上	311に15分増すごとに+35	338+38
通院等介助（身体介護無）		
30分未満	106	115
30分以上1時間未満	197	214
1時間以上1時間30分未満	275	299
1時間30分以上	345に30分増すごとに+69	376+75

<重度訪問介護>

	単位数（単位）	利用者負担額 （円）
1時間未満	186	202
1時間以上1時間30分未満	277	301
1時間30分以上2時間未満	369	402
2時間以上2時間30分未満	461	502

2時間30分以上3時間未満	553	602
3時間以上3時間30分未満	644	701
3時間30分以上4時間未満	736	802
4時間以上8時間未満	821に30分増すごとに+85	894+92
8時間以上12時間未満	1505に30分増すごとに+85	1640+92
12時間以上16時間未満	2184に30分増すごとに+81	2380+88
16時間以上20時間未満	2834に30分増すごとに+86	3089+93
20時間以上24時間未満	3520に30分増すごとに+80	3836+87

・2人の従業者により居宅介護を行う場合は、2人分の利用料金を頂きます。ただし、2人の従業者について区市町村が認める場合（①身体的理由②暴力行為等③その他利用者の状況から①、②に準ずると認められる場合のいずれかに該当する場合）で、利用者から同意を得ている場合になります。

② 加算単位数 下記に該当する場合は、①の基本単位数に加算を算定します。

○夜間早朝時間帯加算

夜間（18時～22時）、早朝（6時～8時）の場合①の単位の25%増

○深夜時間帯加算 22時～6時の場合は、①の単位の50%増

○移動介護緊急時支援加算 240単位/日

○初回加算 200単位/月

新規に居宅介護計画を作成した利用者に対して、初回又は初回の属する月にサービス提供責任者がサービスを提供した場合、又は従業者のサービスに同行した場合に算定します。

○利用者負担上限額管理加算 150単位/月

利用者の負担額合計額の管理を行った場合に算定します。

○福祉専門職等連携加算（居宅介護のみ）90日の間、3回を限度

564単位/回

○移動介護緊急時支援加算（重度訪問介護のみ）240単位/日

○行動障害支援連携加算（重度訪問介護のみ）30日の間、1回を限度

584単位/回

○入院時支援連携加算（重度訪問介護のみ）入院前に1回を限度 300単位/回

○重度障害者に対する加算（重度訪問介護のみ）基本単位の100分の15

○障害支給区分6に対する加算（重度訪問介護のみ）基本単位の100分の8.5

○福祉・介護職員処遇改善加算（令和6年5月まで）

居宅介護（基本単位+加算単位）の1000分の274単位/月

重度訪問介護（基本単位+加算単位）の1000分の200単位/月

○福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算（令和6年5月まで）

（基本単位+加算単位）の1000分の45単位/月

○福祉・介護職員処遇改善加算（令和６年６月から）

居宅介護（基本単位＋加算単位）の１０００分の３４７単位／月

重度訪問介護（基本単位＋加算単位）の１０００分の２７３単位／月

※事業者が利用者に代わり市町村から受領した介護給付費の額については、利用者に通知します。